

院内掲示事項（令和８年６月１日現在）

入院基本料に関する事項（障害者施設等入院基本料 一般病床）

日勤・夜勤合わせて入院患者１０人に対して１名以上の看護職員を実数配置しています。

- ◎ 朝９時～夕方５時まで、看護職員１人当たり受け持ち数は７人以内です。
- ◎ 夕方５時～朝９時まで、看護職員１人当たり受け持ち数は１４人以内です。

食事サービスに関する事項

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合午後６時以降）適温で提供しています。

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ◎ 障害者施設等入院基本料
- ◎ 電子的診療情報連携体制整備加算３
- ◎ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ◎ 診療録管理体制加算２
- ◎ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◎ 看護補助加算
- ◎ 療養環境加算
- ◎ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ◎ データ提出加算
- ◎ 認知症ケア加算
- ◎ 入院時食事療養費／生活療養（Ⅰ）
- ◎ 救急外来医学管理料３
- ◎ 薬剤管理指導料
- ◎ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◎ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◎ CT撮影及びMRI撮影
- ◎ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◎ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◎ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注の５
- ◎ 入院ベースアップ評価料１０２